2016 宅建渋谷会

佐伯竜 ＆ 宅建渋谷会 連動企画！！

「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ

宅建ミニ講義

≪第５講≫

2016/02/26

佐伯竜

渋谷会

http://shibuyakai.com/

まぐまぐメルマガ
佐伯竜＆宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義
http://www.mag2.com/m/0001364172.html

YouTube チャンネル「渋谷会 宅建ミニ講義」
https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIlQy6jGhcsypp3T-3w

第５講　建ぺい率等の指定（開発許可時）

(平成 19 年 問 19 肢 3)

都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市及び特例市にあってはその長をいうものとする。

３　都道府県知事は、市街化区域内における開発行為について開発許可をする場合、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率に関する制限を定めることができる。

１、２、４は省略

３　誤　　市街化区域内では必ず用途地域を定めなければならないが、用途地域の定められている土地の区域においては、本肢のような制限はできない。よって、本肢は誤り。

≪参照条文≫
（建築物の建ぺい率等の指定）
都市計画法第41条
都道府県知事は、**用途地域の定められていない**土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

佐伯竜 ＆ 宅建渋谷会　　複製･頒布を禁じます

第５講のまとめ

1.開発許可をするときの建築制限の話

⇒　まずは場面設定を正確に把握する

2．用途地域の定められていない土地の区域

⇒　次に出題点を正確に覚える

3.過去問で使われた出題パターンも覚える

⇒　「市街化区域では必ず用途地域を定める」という基礎知識とあわせて出題

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

（2016/02/26現在）

通信教材　平成２８年版　宅建【基幹講座】権利関係編
http://shibuyakai.com/takken/dvd9.html

通信教材　平成２８年版　宅建【基幹講座】宅建業法編
http://shibuyakai.com/takken/dvd10.html

お問合せ先
宅建渋谷会事務局
office@shibuyakai.com

複製･頒布を禁じます